

令和 7 年度 学校危機管理マニュアル

— 震災対応編 —

板橋区立高島第二中学校

震災対策

第1節 震災予防計画

(震災予防計画)

第29条 震災予防計画は次のとおり定めるものとする。

- 1 各自主点検検査班及び火元責任者は、地震等による災害を予防するため第2章各節の点検検査と合わせて建物及び諸施設等の点検を毎月第3金曜日に
行うものとする。
- 2 点検検査は、次の事項に留意し実施するものとする。
 - (1) 建物及び建物に付随する工作物（スピーカー等）の倒壊等危険の有無
 - (2) 戸棚、ロッカー、昇降口の靴箱等の転倒危険の有無
 - (3) 高所に不安定な物品を置く場合の落下防止措置の確認
 - (4) 窓ガラスのひび割れ等危険箇所の有無
 - (5) 理科室の実験用器具、薬品による災害を防止するための措置の適否（例えば、強酸類は砂箱に、その他の引火性発火性薬品は転倒しないセパレート型の保管箱に入れてあるか。）
 - (6) 理科室の化学消火器及び乾燥砂の状況の適否
- 3 通学路の危険箇所の有無
- 4 気象警報発令時の対応方法の確認

(地震後の安全措置)

第30条 地震後の安全措置を次のとおり行うものとする。

- 1 各火元責任者は、担当区域内の生徒の安全と教室内の窓及び天井等の安全確認及び火気使用器具の異常の有無を点検する。（被害をもたらさない地震の場合においても同様とする。）
- 2 各点検検査班は地震後校舎全般にわたり、建物、火気使用設備器具及び消防用設備等について点検検査を実施し、異常の有無を防火管理者に報告する。
- 3 防火管理者は、火気使用設備器具についての各報告に基づき安全を確認したうえで使用供給の開始を指示する。

(震災に備えての準備品)

第31条 震災に備え、次の品目を準備しておくものとする。

品 名	保 管 場 所
食糧、飲料水	防災備蓄庫
医薬品、担架	保健室・職員室
毛布	保健室・防災備蓄
携帯用ラジオ、トランシーバー、校旗、 携帯用拡声器、ロープ、メガホン、警笛	職員室・防災備蓄

(下校計画の作成)

第32条

- 1 防火管理者は、各担当教師をして、震災時等に生徒を地域別に下校させる計画を作成し、帰宅経路等を明確にしておくものとする。
- 2 保護者に緊急連絡メールへの登録を年度当初に通知する。
- 3 学校のホームページにより情報を発信する。

(避難場所の指定)

第33条 避難場所及び避難経路は次のとおり指定しておくものとする。

避 難 場 所	所在及び名称	集 結 場 所
第一次避難場所	机の下に避難	○廊下に、朝礼のとおり整列する。
第二次避難場所	校庭	○校庭中央・校舎の反対側とし、朝礼のとおり整列する。
第三次避難場所（広域避難場所）	赤塚公園	○朝礼のとおり整列する
避難経路	徒歩 0、1 K m	○朝礼のとおり整列する

第2節 災害応急計画

(地震時の活動)

第34条 地震時の活動は、第3章各節によるほか次によるものとする。

1 授業中に地震が発生した場合の基本的活動

措置 区分	校長等の基本活動	教師の基本的行動
第1次措置	○火気使用器具の始末をする とともに初動体制に必要な 指示命令を行う。	*地震発生と同時に生徒を机の下など に身をかくさせ本部からの指示を待 つ。 *火気使用器具の始末を行う。
第2次措置	○校舎及び周囲の状況を確認 し避難開始の命令を校内放 送及び口頭で行う。	*教室内外の状況を確認し、避難の準 備を行う。 *屋外へ避難命令を受けた場合は、生 徒に防災措置をとらせ避難経路に従 い避難を開始する。
第3次措置	○避難終了の確認を行うとと もに第三次避難場所への動 向を判断する。	*出席簿を携行し、校庭へ避難完了後 人員点呼を行い異常の有無を本部へ 報告する。

2 休憩中に地震が発生した場合の基本的行動

処 置 区 分	校長等の基本行動	教師の基本行動
第1次措置	○火気使用器具の始末を行う とともに本部員以外の者は 校庭及び体育館に急行し生 徒の安全処置を講ずる。	*地震発生と同時に教室に直行し、机 の下に入るよう指示するとともに出 口を確保する。
第2次措置	○本部員は全生徒及び校舎の 被害状況を把握するととも に、その状況に応じた必要 な処置命令を行う。 ○本部員以外の者は、状況に より生徒に教室に戻るよう 指示する。	*地震終了後、混乱を静め人員の確認 し、教室にいない生徒を調べる。 *生徒が全員教室に戻ったかどうか、 また負傷者の有無を確認し、その処 置を行う。 *その後の行動について本部からの指 示を待つ。
第3次措置	○授業中に準じて行う。	*授業中の避難に準じて行う。

※本部員とは、隊長(校長)、副隊長(副校長)、指揮係をさす。

3 校外学習等、学校外で活動している場合の基本的行動

- (1) 実地踏査の結果に基づき、広域避難場所等への避難を行う。
- (2) その他は現地の実情に応じて適宜判断する。

(避難行動)

第35条 避難行動は、次により行うものとする。

- 1 生徒が机の下に身を防ぐ等の防護処置をとらせ避難行動を容易に行えるようにする。
- 2 校舎外へ避難開始は、周囲の状況によるが、原則として本部の命令により行うものとする。
- 3 校舎外への避難方法は、校舎の一部倒壊等による出入口の閉鎖及びその他の危険性がある場合は避難経路を即時に判断して行う。それ以外は第23条に定める経路に従い行うものとする。
- 4 広域避難場所への避難開始は、公共機関の避難命令及び校長の判断により避難を開始する。
- 5 広域避難場所での避難は隊列を組み、学級担任と担任以外の教師は隊列の左右に適宜に位置し事故防止に努める。
- 6 広域避難場所への避難が完了した場合は、区教育委員会に連絡をとる。
- 7 避難時における装備の携行者は、次のとおりとする。

装 備 名	携 行 者	用 途
担架	応急救護係	傷病者を搬送する
本部旗（学校旗）	本部員	本部の印とする
トランシーバー	通報連絡係	避難時の連絡用として使用
医薬品	応急救護係	応急手当用
メガホン	学級担任	避難時の統率をはかるため使用
トランジスタラジオ	通報連絡係	情報を収集するため使用
重要書類等	搬出係	非常持ち出し品の搬送及び管理
毛布	応急救護係	傷病者の救急用具として使用
携帯用拡声器	本部員及び学年主任	避難時の統率をはかるため使用
食料・飲料水	栄養士等	避難場所での非常食

(生徒の引渡し)

第36条 学級担任は、生徒を家族に引き渡す場合、原則として広域避難場所において引渡しカードにより確認し、必ずチェックしてから行うものとする。
また、学級担任不在の場合は学年主任がこれを代行する。

第3節 避難所計画

(避難所の開設)

第37条 避難所の開設及び閉鎖については、区災害対策本部の指示により行う。
また、被災状況等により当該校に避難所が開設されていない場合でも、区内の他校に避難所が開設された場合には、各学校間で応援態勢をとることとし、別途区教育委員会からの指示により応援協力を行うものとする。

(避難所運営担当)

第38条 避難所の運営は次のとおり行うものとする。

- 1 校長を避難所長とし、運営業務は避難所班（区職員）が担当する。区職員の態勢が整うまでは、各学校の教職員が公務としてこれを支援する。
- 2 避難所班と所属教職員との打ち合わせを定期的に行い、避難所運営について事前協議を行う。
- 3 学区域に震度5度以上の地震が発生した場合、教職員は次の初動を行う。
 - (1) 家族、家屋の安全確認後、すみやかに学校に出勤する。
 - (2) 早期にかけつけられる教職員を中心に初期対応を行う。
 - (3) 建物倒壊、交通規制等のため出勤が不可能な場合には、その旨、連絡をとる。
 - (4) 交通機関が原因で長期間出勤ができない場合は、校長の許可を得て、居住地の学校避難所等でボランティア活動に取り組む。
- 4 教職員の本来的業務は生徒の安否確認、校内の危険物除去等の環境整備、通学路の点検確認等にあるが、避難所運営は支援業務としてこれを行う。
- 5 近隣協力員、消防団員、町会役員、青健委員、保護者等の協力をあおぎ、避難所運営が円滑に行われるようにする。

(避難所運営組織)

第39条 避難所開設、運営に関わる組織は次のとおりとする。

- 1 校長を避難所長とし、副校長を副避難所長とする。
- 2 校長が不在の場合は、副校長が校長の職務を代理する。校長と副校長がともに不在の場合は予め指定した教職員が校長及び副校長の職務を行う。
- 3 次の担当については、避難所班の活動が軌道に乗るまで、教職員が緊急かつ短期的に従事する。
 - (1) 庶務担当を置き、被害調査、避難者の受け入れ、避難者組織の編成、記録作成、情報収集、情報伝達、その他を行う。
 - (2) 施設担当を置き、危険箇所の点検・整備、清掃・環境衛生の管理に努める。
 - (3) 物資担当を置き、備蓄品管理・配分、寝具等の物資の受払い等を行う。
 - (4) 給食担当を置き、避難者や生徒の救護にあたる。

(避難所運営業務)

第40条 避難所開設、運営に関する業務内容は次のとおりである。

- 1 避難所長は避難所班の区職員及び所属の職員を指揮し、避難所の管理・運営を統括する。副避難所長は、避難所長を補佐する。
- 2 庶務担当（副校長を含める）
 - (1) 施設を点検し、被害状況をまとめる。
 - (2) 職員の初動態勢をつくる。（招集、役割分担）
 - (3) 立ち入り禁止場所を指定する。
 - (4) 水、電気、ガス、電話の点検確保を行う。

- (5) 校庭を一般車両進入禁止とし、使用について割り振る。(テント、トイレ、炊飯場、物資の一時置場等)
- (6) 避難者受け入れ場所を指定し、表示する。
- (7) 避難者を受け入れ、避難者名簿を作成する。名簿を入り口に掲示する。
- (8) 避難者の組織編成(適当な人数ごとに班を編成し班長を決める)及び収容場所を割り振る。
- (9) 避難所長、避難者の代表及び区職員で組織する避難所運営協議会を設置し、避難所運営等について定期的に打合せる。
- (10) 避難者に対し予め定めた方法(校内放送、掲示等)により、定期的に情報を伝達する。
- (11) 避難所開設日誌を作成する。
- (12) 避難収容状況、給食状況を災害対策本部へ報告する。状況報告は8時、12時、18時現在を記録し、それぞれの時刻に行う。
- (13) 問い合わせへの対応、広報、相談業務を行う。
- (14) 派遣されたボランティアへの連絡調整、支援を行う。(派遣元はボランティアセンター：情報処理センターの6階に設置)
- (15) 避難所班の追加派遣が必要な場合は、災害対策本部に避難所班の第二次派遣について要請をする。
- (16) 近隣の在宅避難者へ救援物資を輸送する。

※なお、(7) 避難者名簿、(11) 避難所開設日誌、(12) 避難収容状況の書類については、防災備蓄倉庫に配属されている。

3 施設担当

- (1) 危険箇所の除去作業。(特にガラスの大量散乱)
- (2) 環境整備、施設設備の補修を行う。
- (3) 清掃、ゴミを集め、焼却する。
- (4) トイレ排水用水を運搬する。

4 物資担当

- (1) 防災備蓄倉庫の備蓄品の管理、設置及び提供を行う。
- (2) 送付される食料品、寝具等、物資の受払いを行う。
- (3) 物品受払い簿の作成を行う。
- (4) 飲料水を確保する。(プール水濾過)

5 給食担当

- (1) 給食施設等を利用し、避難者へ給食を提供する。
- (2) 救助食料は、第一にアルファ化米・カンパン・クラッカーを当てる。
- (3) 給食は朝8時、昼12時、夕方18時に実施し、同時刻を過ぎて避難した者に対しては原則として次の給食から提供する。

6 救護担当

- (1) 避難者、生徒の救護を行う。
- (2) 派遣された医療救護班及び医療ボランティアとの連絡調整を行う。

(避難所用提供施設)

第41条 避難所用提供施設については次のとおりである。

- 1 一般用として開設
 - (1) 体育館
 - (2) 校庭
 - (3) 一般教室
 - (4) 避難者数が多いときに限り、危険度の少ない特別教室から順に開設
- 2 職員等に開設
 - (1) 会議室・応接室
 - (2) ランチルーム
- 3 一般用としては非開設
 - (1) 管理スペースとして校長室、職員室、事務室
 - (2) 医療活動、カウンセリングのためのスペースとして保健室
 - (3) 病人、高齢者への一時的スペースとして保健室
 - (4) 給食活動等のスペースとして給食室、主事室

(非常用設備・備蓄品)

第42条 本校における非常用災害設備、備蓄品は次に掲げるとおりである。

- 1 プール水・・・300㎡の水量
- 2 防災備蓄倉庫、保健室における備蓄物資一覧 (物品管理：防災課)

品 名	数 量
カンパン	3,000食
仮設トイレ	5個
毛布	1,100枚
タオル	1,000枚
敷物(シート)	200枚
飲料水用ポリタンク	30個
飲料水水槽(2t)	1個
給水用架台	1台
水袋(3型)	2,000枚
炊き出し釜セット	5台
炊飯袋	15,000袋
金網ざる	10個
計量カップ	50個
救急箱(大小)	各1個
エクステンドストレッチャー	1台

品 名	数 量
担架ベッド	30台
松葉杖	30本
冷蔵庫	1台
発電機	2台
投光機	10台
コードリール	3台
ガソリンタンク	10缶
延長コード	10本
テント	10台
電気メガホン	3台
強力ライト(ラジオ)	3台
サーチライト	30台
クレモナロープ(300メートル)	10本
トイレットペーパー	1箱
工具	1組